

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 189 行)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 15 年度	90	251
平成 16 年度	345	835
平成 17 年度	814	884
平成 17 年 4 月～6 月	122	144
平成 17 年 7 月～9 月	159	181
平成 17 年 10 月～12 月	227	302
平成 18 年 1 月～3 月	306	257
平成 18 年度	603	513
平成 18 年 4 月～6 月	196	154
平成 18 年 7 月～9 月	106	109
平成 18 年 10 月～12 月	171	119
平成 19 年 1 月～3 月	130	131
平成 19 年度	648	415
平成 19 年 4 月～6 月	138	85
平成 19 年 7 月～9 月	152	63
平成 19 年 10 月～12 月	276	195
平成 20 年 1 月～3 月	82	72
平成 20 年度	305	191
平成 20 年 4 月～6 月	195	120
平成 20 年 7 月～9 月	55	51
平成 20 年 10 月～12 月	55	20

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	80	79	98.8%
平成 20 年 4 月～6 月	193	192	99.5%
平成 20 年 7 月～9 月	49	49	100%
平成 20 年 10 月～12 月	48	48	100%

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生している、もしくは偽造カードによるローンの借入れである件数・金額を計上（配偶者や親族による払戻しを除く）。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以 上